

# ひまわりシーエックス株式会社

## ディスクロージャー資料

2007 年版

(平成 19 年 3 月期)

目 次

【 は じ め に 】	1 頁
【 主 な 記 載 事 項 に つ い て 】	1 頁
I. 会 社 の 概 況	4 頁
1. 会 社 名 等	4 頁
2. 会 社 の 沿 革	4 頁
3. 会 社 の 目 的	7 頁
4. 事 業 の 内 容	8 頁
(1) 経 営 組 織	8 頁
(2) 業 務 の 内 容	9 頁
5. 営 業 所 の 状 況	10 頁
6. 財 務 の 概 要	10 頁
7. 発 行 済 株 式 総 数	10 頁
8. 主 要 株 主 名	10 頁
9. 役 員 の 状 況	11 頁
10. 従 業 員 の 状 況	14 頁
II. 営 業 の 状 況	15 頁
1. 経 営 方 針	15 頁
2. 当 社 及 び 当 業 界 を 取 り 巻 く 環 境	15 頁
3. 営 業 の 経 過 及 び 成 果	15 頁
A. 商 品 先 物 取 引 業 務	16 頁
① 受 取 手 数 料	16 頁
② 売 買 損 益	17 頁
③ そ の 他	17 頁
④ 取 引 高	18 頁
B. 外 国 為 替 取 引 業 務	18 頁
受 取 手 数 料	18 頁
4. 対 処 す べ き 課 題	19 頁
5. 受 託 業 務 管 理 規 則	20 頁
6. 外 務 員 の 登 録 状 況	27 頁
7. 委 託 者 に 関 す る 事 項	27 頁
8. 苦 情 ・ 紛 争 に 関 す る 事 項	27 頁
9. 訴 訟 に 関 す る 事 項	28 頁
III. 経 理 の 状 況	29 頁
貸 借 対 照 表	29 頁
損 益 計 算 書	30 頁
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書	31 頁
個 別 注 記 表	32 頁
監 査 に 関 す る 事 項	35 頁
財 務 比 率	35 頁

## 【はじめに】

本書は、平成 19 年 3 月期（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 【主な記載事項について】

### I. 会社の概況

- 「会 社 の 沿 革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会 社 の 目 的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事 業 の 内 容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財 務 の 概 要」 平成 19 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主 要 株 主 名」 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役 員 の 状 況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従 業 員 の 状 況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### II. 営業の状況

- 「営 業 方 針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成 18 年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対処すべき今後の課題について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

### Ⅲ. 経理の状況

#### 「財務比率」

##### (a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額 (※)}}{\text{リスク額 (※)}} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

##### (b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額}}{\text{資本金額}} \times 100$$

(※「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しているものをいう。)

##### (c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので比率が高いほど経営が安定していると言えます。

##### (d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産額に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額 (※)}} \times 100$$

(※「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額 (※)}} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

## I. 会社の概況

### 1. 会社名等

商品取引員名 ひまわりシーエックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山 地 一 郎  
所在地 東京都港区海岸1丁目11番1号  
電話番号 03-5400-3400 (代)

### 2. 会社の沿革

当社は、平成3年4月1日、商品先物取引の受託業務を主たる事業目的とする大和商品(株)(昭和38年12月23日設立、本店所在地東京都中央区)、ダイワ通商(株)(昭和52年3月29日設立、本店所在地愛知県名古屋市)及びダイワ貿易(株)(昭和28年12月11日設立、本店所在地北海道札幌市)の3社(実質的存続会社)が、平成2年の商品取引所法の改正など業界環境の変化に対応することを目的にダイワフューチャーズ(株)(昭和56年12月23日設立、合併を前提に平成2年12月に中部ツルミ(株)から商号変更)を形式的存続会社として合併して発足いたしました。その後、平成12年11月1日付にて証券取引法に基づく証券業の登録を受け、同時に商号をひまわり証券(株)に変更いたしました。また、平成14年5月2日の株式移転により設立されたひまわりホールディングス(株)の完全子会社となるとともに、平成14年6月10日付の会社分割により、証券業及びその他の業務に係る営業をひまわり証券分割準備(株)(同日付で、ひまわり証券(株)に商号変更)に承継させ、同時に商号をひまわり証券(株)からひまわりシーエックス(株)に変更しております。

年 月	事 項
昭和38年12月	商品仲買人業務を事業目的として、兵庫県尼崎市に東洋商品(株)を資本金750万円にて設立
昭和39年2月	福井人絹取引所仲買人登録
昭和40年7月	本社を大阪府高槻市に移転
昭和41年4月	本社を福井県福井市に移転
昭和42年6月	大和商品(株)に商号変更
昭和43年1月	豊橋乾繭取引所仲買人登録、本社を東京都渋谷区に移転、福井県福井市に福井営業所を設置、愛知県豊橋市に豊橋営業所を設置
昭和46年1月	商品取引所法の改正により商品仲買人が商品取引員に改称され、登録制から許可制に変更、これに伴い豊橋乾繭取引所、福井人絹取引所取引員許可
昭和46年5月	本社を愛知県豊橋市に移転、豊橋営業所廃止、福井営業所廃止、東京都渋谷区に東京支店を設置
昭和50年12月	福井人絹取引所閉鎖に伴い同取引所脱退

年 月	事 項
昭和52年 2月	名古屋市中村区に名古屋支店を設置、名古屋穀物商品取引所取引員許可
昭和55年 5月	石川県金沢市に金沢支店を設置
昭和57年12月	横浜生糸取引所、神戸生糸取引所、神戸穀物商品取引所取引員許可 神戸市中央区に神戸支店、京都市下京区に京都支店、横浜市神奈川区に横浜支店 を設置
昭和59年 5月	名古屋穀物砂糖取引所取引員許可
昭和60年10月	東京工業品取引所取引員許可
昭和62年12月	大阪砂糖取引所取引員許可
昭和63年 4月	本社を東京都中央区に移転、愛知県豊橋市に豊橋支店を設置、東京支店を渋谷支 店に名称変更
昭和63年12月	東京穀物商品取引所取引員許可
平成 2年 8月	大阪市北区に大阪支店を設置
平成 2年12月	大和商品（株）、ダイワ通商（株）及びダイワ貿易（株）とダイワフューチャー ズ（株）が合併契約書に調印（合併期日平成 3年 4月 1日）
平成 3年 3月	名古屋支店を名古屋西口支店に名称変更
平成 3年 4月	大和商品（株）とダイワ通商（株）及びダイワ貿易（株）がダイワフューチャー ズ（株）（旧中部ツルミ（株）昭和 56年 12月設立）を形式的存続会社として対 等合併 合併により、大和商品（株）、ダイワ通商（株）及びダイワ貿易（株）における 本社及び各支店は、ダイワフューチャーズ（株）の本社、札幌支店、仙台支店、 新宿支店、五反田支店、渋谷支店、虎ノ門支店、日本橋支店、上野支店、横浜支 店、関内支店、静岡支店、豊橋支店、名古屋支店、名古屋西口支店、金沢支店、 京都支店、大阪支店、梅田支店、神戸支店、福岡支店となる 東京工業品取引所、東京穀物商品取引所、横浜生糸取引所、前橋乾繭取引所、豊 橋乾繭取引所、名古屋穀物砂糖取引所、名古屋繊維取引所、大阪砂糖取引所、神 戸生糸取引所、神戸穀物商品取引所、北海道穀物商品取引所の各取引員となる
平成 3年 8月	東京砂糖取引所取引員許可
平成 3年12月	本社を東京都港区へ移転
平成 4年 4月	100%出資子会社であるダイワインベストメントマネジメント（株）設立
平成 4年 8月	100%出資子会社である（株）ディムス設立
平成 4年10月	商品投資販売業（協議法人）許可
平成 6年 3月	関内支店廃止
平成 6年 4月	大阪繊維取引所取引員許可 広島市中区に広島支店を設置
平成 7年 1月	神戸ゴム取引所取引員許可
平成 7年 3月	神戸支店廃止

年 月	事 項
平成7年5月	関門商品取引所取引員許可
平成7年6月	上野支店廃止
平成7年10月	商品投資販売業（運用法人）許可
平成8年12月	日本証券業協会に株式を店頭登録 金融先物取引業許可
平成9年3月	東京金融先物取引所会員加入 豊橋支店廃止
平成10年4月	五反田支店、虎ノ門支店、渋谷支店、名古屋西口支店及び梅田支店廃止
平成10年8月	外国為替取引を開始
平成10年10月	仙台支店、静岡支店及び京都支店廃止
平成10年12月	日本橋支店廃止
平成12年11月	証券取引法に基づく証券業の登録、商号をひまわり証券（株）に変更
平成13年9月	東京金融先物取引所の会員を脱退
平成13年12月	横浜商品取引所、関西商品取引所、福岡商品取引所の会員を脱退
平成14年2月	会社分割により証券業及び外国為替取引業を承継するため、ひまわり証券分割準備（株）（現ひまわり証券（株））を設立
平成14年4月	完全親会社であるひまわりホールディングス（株）株式の店頭登録に伴い、当社株式の店頭登録を廃止
平成14年5月	株式移転により完全親会社ひまわりホールディングス（株）設立
平成14年6月	会社分割により、証券業及びその他の業務に係る営業をひまわり証券分割準備（株）に承継させ、商号をひまわりシーエックス（株）に変更
平成15年4月	大阪商品取引所の綿糸市場の受託業務廃止、同市場の会員を脱退
平成17年5月	札幌支店、金沢支店及び広島支店廃止、証券仲介業登録
平成17年7月	新宿支店廃止
平成17年12月	金融先物取引業廃止

（注） 会社の沿革につきましては、大和商品（株）の沿革を採用しております。

### 3. 会社の目的

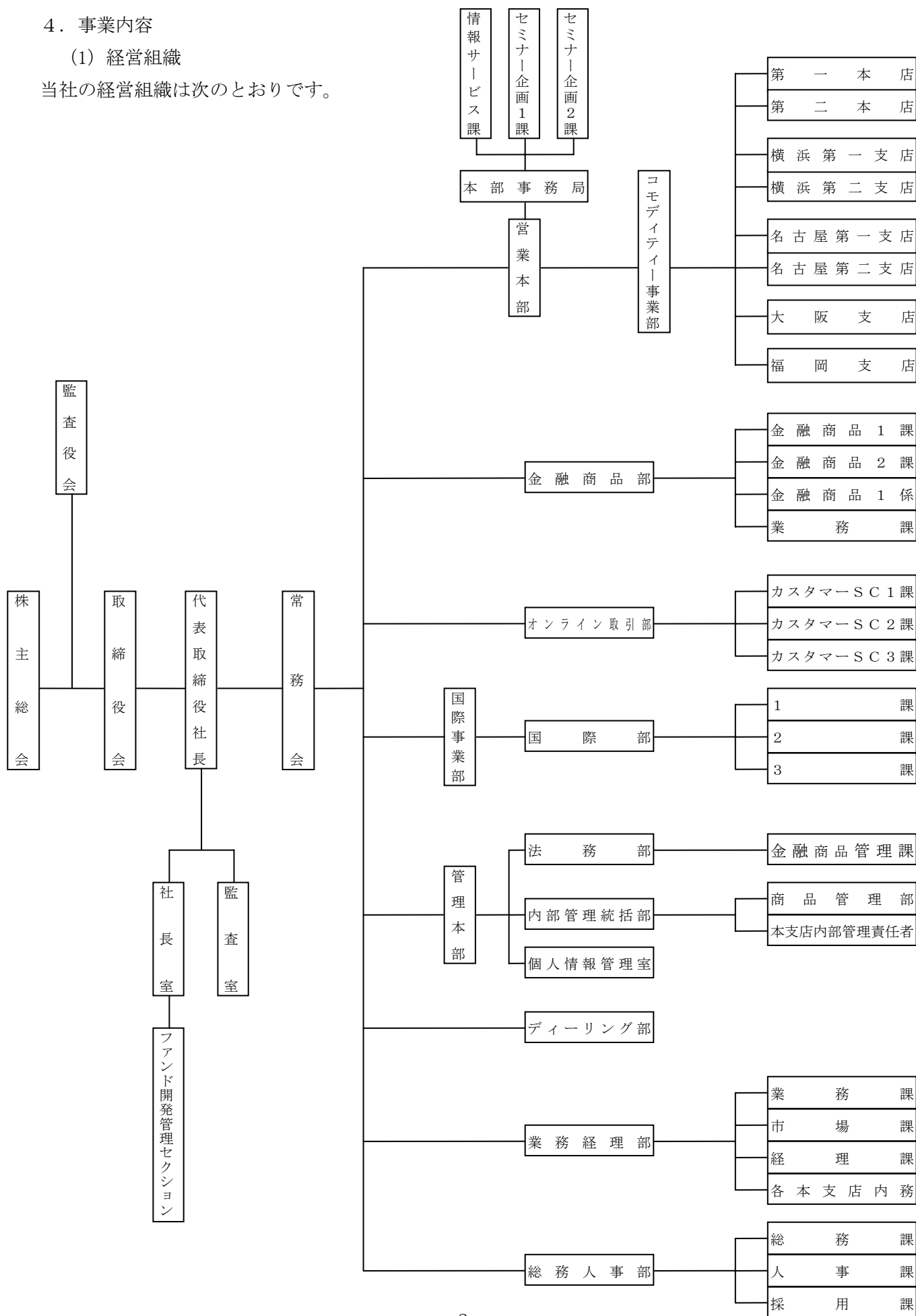
- (1) 商品取引所法に規定する商品取引受託業務並びに店頭商品先物取引及び特定商品市場類似施設の開設に関する業務
- (2) 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に規定する海外商品市場における上場商品（指数及びオプションを含む。）の取引並びにその受託、媒介、取次ぎ及び代理業務
- (3) 商品取引所法の適用を受ける商品の売買（商品市場及び特定商品市場類似施設における取引等を含む。）及び輸出入並びにその媒介、取次ぎ及び代理業務（第1号及び第2号に掲げる業務を除く。）
- (4) 貴金属製品、金貨及び宝飾品の販売に係る業務
- (5) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業及び商品投資顧問業
- (6) 金融先物取引法に規定する金融先物取引業
- (7) 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う店頭デリバティブ取引並びにその媒介、取次ぎ及び代理業務（第1号から第3号及び第6号に掲げる業務を除く。）
- (8) 通貨の売買並びにその媒介、取次ぎ及び代理業務（第6号及び第7号に掲げる業務を除く。）
- (9) 有価証券の売買の媒介
- (10) 取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の媒介若しくは外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の媒介
- (11) 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- (12) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (13) 信託業法に規定する信託業、信託契約代理業及び信託受益権販売業
- (14) 投資業
- (15) 経営及び財産形成等に関する相談及び助言に係る業務
- (16) 金融商品への投資その他の財産形成等に関する教育及び研修に係る業務
- (17) ソフトウェアの開発及び販売に係る業務
- (18) 不動産の売買、賃貸借及びその仲介、管理等に係る業務
- (19) その他の金融サービスに係る業務
- (20) 前各号の業務に附帯又は関連する業務

(注) 上記のうち\_\_\_\_線部分の事業は、現在行っておりません。

4. 事業内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務及び委託の取次ぎ業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣の許可を受けております。

取引所名 / 市場名	農産物	砂糖	貴金属	石油	アルミニウム	ゴム	天然ゴム指数	鉄スクラップ	上場商品名
東京穀物商品取引所	○								一般大豆、NON-GMO 大豆、大豆ミール、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆
		○							粗糖
東京工業品取引所			○						金、銀、白金、パラジウム、金オプション
				○					ガソリン、灯油、原油
					○				アルミニウム
中部大阪商品取引所						○			ゴム
				○					ガソリン、灯油
								○	鉄スクラップ
					○				アルミニウム
						○		シート 3 号、TSR20	
							○		天然ゴム指数

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

ハ. 商品ファンドの組成及び販売を行う業務

商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき商品ファンドの組成及び販売業務を行っております。

二. 証券取引関連業務

証券取引所法に基づき、ひまわり証券株式会社を所属証券会社とする証券仲介業者として、投資信託の販売などの証券仲介業務を行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

## 5. 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
第一・第二本店	東京都港区海岸1丁目11番1号	03-5400-3600
横浜第一・第二支店	横浜市神奈川区台町17番地の1	045-312-8431
名古屋第一・第二支店	名古屋市中区錦3丁目4番6号	052-955-7000
大阪支店	大阪市北区南森町1丁目4番19号	06-6316-4800
福岡支店	福岡市中央区長浜2丁目3番6号	092-716-8911

## 6. 財務の概要（平成19年3月期）

(a) 資本金	2,397,500 千円
(b) 純資産額 ※1	1,781,194 千円
(c) 総資産額	14,558,157 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	2,779,938 千円 (2,336,605 千円)
(e) 経常損失	1,509,382 千円
(f) 当期純損失	1,899,138 千円

※1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出しております。

## 7. 発行済株式総数

発行済株式総数 20,500,000 株（平成19年3月31日現在）

（注）当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録をしておりません。

## 8. 主要株主名

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
	千株	%
ひまわりホールディングス(株)	20,500	100.0
計	20,500	100.0

9. 役員 の 状 況

役名及び 職名	氏 名 生 年 月 日	所有 株式数
代表取締役社長	山 地 一 郎 昭和 31 年 11 月 15 日	—
代表取締役会長	犬 嶋 隆 昭和 25 年 3 月 14 日	—
取締役 副社長 (国際事業部担当)	茂 木 八洲男 昭和 20 年 1 月 5 日	—
常務取締役 (営業本部長)	栗 田 廣次郎 昭和 24 年 7 月 11 日	—

役名及び 職名	氏 名 生 年 月 日	所有 株式数
取締役 (ディーリング部担 当)	北 川 博 文 昭和 30 年 3 月 30 日	—
取締役 (管理本部長)	金 森 正 明 昭和 27 年 3 月 5 日	—
取締役	山 地 圭 二 昭和 36 年 8 月 18 日	—
取締役 (総務人事部・ 業務経理部 担当)	小野曾 暁 昭和 23 年 4 月 8 日	—
取締役 (金融商品部統括 部・オンライン取引 部担当)	猪 首 秀 明 昭和 39 年 8 月 16 日	—

役名及び 職名	氏 名 生 年 月 日	所有 株式数
監査役 (常勤)	大数加 祥 平 昭和 25 年 5 月 12 日	—
監査役 (非常勤)	宮 西 輝 夫 昭和 10 年 11 月 20 日	—
監査役 (非常勤)	野 田 友 直 昭和 38 年 2 月 1 日	—
計	12名	—

(注) 監査役宮西輝夫氏および野田友直氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

10. 従業員の状況

	総計	男女別		営業・非営業の別	
		男	女	営業	非営業
従業員数(名)	236	213	23	146	90
平均年齢(歳)	38.1	39.0	29.7	37.1	39.7
平均勤続年数(年)	9.0	9.2	7.6	7.3	11.9
外務員数(名)	207	184	23	—	—

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員であります。

## II. 営業の状況

### 1. 経営方針

当社グループは、金融プロフェッショナルとして、デリバティブ分野をコアにした多様かつ先進的な投資サービスを提供することにより、お客様のさまざまな投資ニーズに的確に応えていくことを基本方針としております。

### 2. 当社及び当業界を取巻く環境

当事業年度におけるわが国の経済情勢は、個人消費においては未だに弱さがあるものの、堅調な企業業績を背景にした設備投資の拡大や雇用環境の改善がみられ、景気拡大が戦後最長とされるいざなぎ景気を超えるなど、緩やかな拡大を維持してきました。

当事業年度の商品先物市場は、貴金属市場において一時活況を呈したものの、平成17年5月の改正商品取引所法施行による環境変化の影響や値動きの激しい相場環境から、売買は総じて低調となり、市場全体の売買高は3年連続で減少し170,201千枚（前年同期比21.1%減）となりました。

当社におきましては、勧誘規制の強化など厳しい事業環境にある対面リテール営業部門において、営業体制の再編により組織の活性化を促すとともに、広告・セミナーを通じた顧客開拓手法の実践などにより、業績の回復に努めてまいりましたが、業界全体として新規顧客の導入が進まなかったことに加え、市場全体の売買が低調となった影響もあり、対面リテール営業部門の手数料収入は大幅な減収となりました。

一方、オンライン取引におきましては、インターネット専業銀行との業務提携による口座紹介サービスおよび即時入金サービスの開始など、利便性の向上また顧客サービスの拡充に努めてまいりました。その結果、口座開設数は順調に増加しており、顧客基盤は拡大を続けております。

### 3. 営業の経過及び成果

当期の商品先物取引受取手数料は26億22百万円（前年同期比30.9%減）にとどまりました。加えて、売買損益が1億28百万円の利益（前期は2億5百万円の損失）となったため、営業収益の合計は27億79百万円（前年同期比28.3%減）と大幅な減収となりました。この結果、経常損失は12億90百万円（前期は9億42百万円の損失）、当期純損失18億99百万円（前期は4億89百万円の損失）となりました。

当期における受取手数料、売買損益及び取引高は次のとおりであります。

A. 商品先物取引業務

①受取手数料

	金額 (千円)
商品先物取引	
国内市場	
現物先物取引	
農産物市場	436,864
砂糖市場	64,697
貴金属市場	1,108,043
アルミニウム市場	3,856
ゴム市場	296,773
石油市場	377,573
鉄スクラップ市場	35
小計	2,287,843
現金決済取引	
石油市場	41,679
指数先物取引	
天然ゴム指数市場	8,999
オプション取引	
貴金属市場	6
ボリュームディスカウント	△1,924
国内市場計	2,336,605
海外市場	
海外先物取引仲介業務	252,783
海外市場計	252,783
商品先物取引計	2,589,388
商品ファンド	5,115
その他	28,026
合計	2,622,529

- (注) 1. ボリュームディスカウントは、特定電子取引における委託手数料の割戻し分であります。  
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

②売買損益

	金額 (千円)
商品先物取引	
現物先物取引	
農産物市場	△21,415
砂糖市場	△18,102
貴金属市場	132,066
アルミニウム市場	△175
ゴム市場	1,441
石油市場	47,936
小計	141,752
現金決済取引	
石油市場	1,036
指数先物取引	
天然ゴム指数市場	604
国内市場計	143,392
海外市場	
原油オプション取引	△18,477
海外市場計	△18,477
商品先物取引損益計	124,914
商品売買損益	3,747
合計	128,662

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

③その他

	金額 (千円)
業務受託料等	7,529
合計	7,529

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## ④取引高

	委託（枚）	自己（枚）	合計（枚）
現物先物取引			
農産物市場	578,170	3,812	581,982
砂糖市場	45,085	1,556	46,641
貴金属市場	553,535	781,502	1,335,037
アルミニウム市場	4,970	54	5,024
ゴム市場	406,032	182,657	588,689
石油市場	814,298	107,396	921,694
鉄スクラップ市場	55	—	55
小計	2,402,145	1,076,977	3,479,122
現金決済取引			
石油市場	107,290	900	108,190
指数先物取引			
天然ゴム指数市場	14,275	176	14,451
オプション取引			
貴金属市場	13	—	13
国内合計	2,523,723	1,078,053	3,601,776
海外先物取引			
原油オプション取引	—	1,450	1,450
海外先物取引仲介業務	446,269	—	446,269
海外市場計	446,269	1,450	447,719
合計	2,969,992	1,079,503	4,049,495

(注) 1. 受渡しによる決済数量は含まれておりません。

2. 海外先物取引の委託取引高には、媒介業務の取扱高が含まれております。

## B. 外国為替取引業務

## 受取手数料

	金額（千円）
外国為替取引媒介手数料	21,216
合計	21,216

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

#### 4. 対処すべき課題

規制環境の変化に伴い、対面営業を中心としてきた既存の商品取引員にとっては厳しい状況にある一方で、国内大手証券会社や外資系金融グループの国内商品先物市場への参入が相次ぐなど、商品取引所法の改正を契機に、商品先物業界は大きな変革期を迎えております。こうした状況を踏まえ、当社では商品先物取引事業における事業戦略の抜本的な見直しを行った結果、主務省による認可を前提として、本年6月30日付にてホールセール（国際・法人取引）部門のフィマット・ジャパン株式会社への事業譲渡、また7月1日付にて対面リテール営業部門の株式会社USSひまわりグループへの会社分割による事業分離を決定いたしました。これにより、当社の商品先物取引事業は、オンライン取引を中心とした事業展開を図ってまいります。経営資源をオンライン取引に集約することで、経営の効率化に努めるとともに、外国為替・証券の両事業との連携を深め、収益性の向上および顧客基盤の拡大を図ってまいります。

## 5. 受託業務管理規則

### 商品取引受託業務管理規則

#### (目的)

第 1 条 本規則は、商品先物取引の受託業務の適正な運営並びに管理を行う為に必要な事項を定め、委託者の保護育成を図ることを目的とする。

#### (定義)

- 第 2 条 本規則において、商品先物取引とは、商品市場における取引であって商品取引所法の適用を受けるものをいう。
- 2 本規則において、勧誘とは、商品先物取引の委託契約締結又は契約締結後の個々の取引の委託の意思表示に影響を与える程度に商品先物取引を勧める行為をいう。
  - 3 本規則において、受託契約の締結とは、商品先物取引の約諾書の差し入れを受けることをいう。
  - 4 本規則において、受託とは、商品先物取引の売買注文を受け、それを執行することをいう。
  - 5 電子取引等勧誘を伴わない取引については別に定める「電子取引等取扱内規」によるものとする。

#### (管理組織体制)

- 第 3 条 経営上の責任を明確にする為、受託業務管理規則の制定及び改廃は取締役会の決議事項とする
- 2 受託業務管理にあたる組織は、次の各号のとおりとする。
    - ① 管理本部長は取締役以上の者を取締役会にて選任し、これを総括管理責任者とする。
    - ② 総括管理責任者を補佐する為に統括管理責任者を置き、かつ、総括管理責任者が不在の場合は統括管理責任者がその任を行う。ただし、第 5 条第 2 項の審査、第 1 2 条第 3 項の審査及び第 1 3 条第 1 項の審査を代行した時は、速やかに総括管理責任者の点検を受け承認を得なければならない。
    - ③ 本社及び本支店に審査部門を置き、日常の適合性審査を行い、その管理を統括管理責任者が行う。
  - 3 職制職務権限規程の定めにとらわず、受託業務管理に関する権限は、本規則の定めによるものとし、最終権限者は総括管理責任者とする。
  - 4 審査部門は日常的な勧誘活動及び受託業務に対する適正な運営を確保する為、指導及び遵守状況の監視等の権限を有し、必要に応じて調査するとともに資料の提出を求めることができる。

#### (勧誘及び受託禁止対象者)

- 第 4 条 当社は、次の各号に該当する者を勧誘及び受託禁止対象者と規定し、これらの者に対しては、勧誘及び受託を行わないこととする。
- ① 未成年者
  - ② 成年被後見人・被保佐人・被補助人
  - ③ 精神障害者・知的障害者・認知障害者
  - ④ 破産者で復権を得ない者
  - ⑤ 年金、恩給、退職金、保険金等の収入が収入の過半を占めている者
  - ⑥ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
  - ⑦ 長期入院患者等随時連絡が取れない者
  - ⑧ 受託契約の締結時に 75 歳以上の者

- ⑨ 商品先物取引をする為に借入をしようとする者
  - ⑩ その他総括管理責任者が受託に適しないと判断した者
- 2 受託契約締結後または受託後に顧客が前項各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに解約を促すこととし、その後の勧誘及び受託は行わないものとする。

(勧誘及び受託制限対象者)

第 5 条 当社は、次の各号に該当する者については、原則として商品先物取引を行う適合性を有しない者と規定し、これらの者に対しては勧誘及び受託を行わないこととする。但し次項に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- ① 70歳以上75歳未満の者
  - ② 25歳未満の者
  - ③ 一定の収入(税込み年収500万以上)を有しない者
  - ④ 取引期間中に75歳となった者
  - ⑤ 公共団体等の公金取扱者、第三者の資金を取り扱う者及びこれに準ずる者
- 2 前項各号に該当する者については、当該者が当社の定める原則として商品先物取引を行う適合性を有しない者であることを理解しているとともに、以下の各号の例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による申出書を差し入れており、総括管理責任者が審査の上、これを承認した場合には、勧誘及び受託ができるものとする。
- ① 前項第1号に該当する者
    - ア) 商品先物取引の仕組み・リスクその他の説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること
    - イ) 投資可能資金額が老後の生活を考慮した金額に設定されていること
  - ② 前項第2号に該当する者
    - ア) 商品先物取引の仕組み・リスクその他の説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること
    - イ) 投資可能資金額が経済力、年収等を考慮した金額に設定されていること
  - ③ 前項第3号に該当する者
    - 投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること及びそれを証明するものがあること
  - ④ 前項第4号に該当する者
    - ア) 商品先物取引の仕組み・リスクその他事項を的確かつ十分に理解していること
    - イ) 75歳になる以前から当社において取引を継続しており、その取引期間が90日以上であること
    - ウ) 投資可能資金額が老後の生活を考慮した金額に設定されていること
  - ⑤ 前項第5号に該当する者
    - 商品先物取引を行う資金が自己資金の範囲以内であること
- 3 前項の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠を含めて記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

(勧誘の告知及び確認)

第 6 条 当社は、商品先物取引の勧誘に当たり、以下の事項について告知及び確認を行うものとする。

- ① 会社の名称、担当者名
  - ② 商品先物取引の勧誘である旨
- 2 商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無を確認し、勧誘の承諾を得た場合に商

品先物取引の勧誘を行うことができる。

- 3 委託者となった顧客については第1項及び第2項の告知及び確認の記録を作成し取引終了後3年間保存する。

(勧誘時の禁止事項)

第7条 商品先物取引の勧誘に当たっては、次の各号に該当する勧誘は行わないものとする。

- ① 勧誘を希望しない旨又は委託を行わない旨の意思表示があった顧客への勧誘
- ② 以下に該当する、社会通念上迷惑を覚えさせるような仕方による勧誘。ただし、顧客の指示又は承諾がある場合はこの限りではない。
  - ア) 早朝、夜間等顧客が迷惑と感じる時間帯における電話又は訪問による勧誘
  - イ) 顧客の意思に反した、長時間に亘る勧誘
  - ウ) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘
  - エ) 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘
- 2 前項第1号に関する情報は、審査部門に遅滞なく報告し、審査部門は本支店の保有する各名簿等から当該顧客データを削除するとともに当該勧誘禁止顧客名簿を作成し整備保管する。

(不正資金の流入防止)

第8条 当社は、第5条第1項5号に該当し、総括管理責任者による審査を受け承認された者については、統括管理責任者の厳格な管理下において取引を行うこととする。

- 2 前項に該当する顧客の入証額が本人の資産状況に照らし不相当と考えられる場合、審査部門は当該顧客に調査を行い、資金の出所について確認の上、記録し、保存する。
- 3 当社は、不正資金による取引資金であることが判明した場合は、顧客に対して速やかに取引を終了させるよう要請する。

(見込客情報カードの整備)

第9条 外務員は、勧誘を行った顧客について、次の各号に掲げる事項を記載した見込客情報カードを作成し、審査部門に提出する。

- ① 氏名、性別、生年月日、家族構成、住所、連絡先及び電話番号
- ② 職業、勤務先、役職、勤務先住所及び電話番号
- ③ 資産及び収入の状況
- ④ 証券取引等の経験の有無及びその概要
- ⑤ 商品先物取引の経験の有無及びその概要
- ⑥ 勧誘活動の経過（架電または面談の日時、場所、説明内容及び交付済み資料）
- ⑦ 勧誘応諾の事項を記載
- 2 審査部門は、見込客情報カードの内容に基づいて勧誘の可否を判定し、その結果を営業担当者に通知する。
  - ① 勧誘可については、取引に至った顧客について取引終了後3年間保存する。
  - ② 勧誘否については、直ちに勧誘を中止する。

(書面交付及び説明義務)

第10条 外務員は受託契約の締結に先立ち、受託契約準則、「商品先物取引 - 委託のガイド」等必要書類を交付し、これらを活用して次の各号について、委託者の十分な理解を得られるよう説明した上で、書面にて理解の確認を行う。

- ① 商品先物取引の仕組み

- ② 先物取引は証拠金取引であるため、取引の対象である総取引金額は取引に際して預託すべき証拠金の10～30倍程度となる為ハイリスク・ハイリターン取引であること
  - ③ 相場変動による取引での損失額が預託した取引証拠金を上回るおそれがあること
- 2 外務員は前項の各号について書面にて理解の確認を行った上で、次の各号について説明し、その内容を理解したことを再度書面にて確認する。
    - ① 取引証拠金の制度、種類、金額に関する事項
    - ② 委託手数料の制度、金額、徴収の時期に関する事項
    - ③ 商品取引員の禁止行為その他主務省令で規定された必要事項に関する事項
  - 3 取引に至った顧客については、説明を受け理解した旨の書面及びその確認の記録を取引終了後3年間保存する。
  - 4 電子取引を介して説明を行う場合は第1項乃至第3項の規定にかかわらず顧客がその操作をする電子計算機の画面上で表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法により理解した旨を確認する。

(口座設定申込書の徴収及び適合性の審査)

第11条 外務員は、顧客が商品先物取引の委託を希望した場合には、次の各号に掲げる事項を記載した口座設定申込書を顧客より徴収し、審査部門に回付する。

- ① 氏名または商号、生年月日、性別、家族構成、住所、連絡先及び電話番号
  - ② 職業、勤務先、役職、勤務先住所及び電話番号
  - ③ 資産及び収入の状況
  - ④ 金融商品等の取引経験の有無及びその概要
  - ⑤ 取引の契機、説明内容及び受領資料
  - ⑥ 投資可能資金額
- 2 審査部門は、前項の回付を受けた後、記載内容、取引意思及び先物取引についての理解度を申込者本人に直接確認して統括管理責任者に報告し、統括管理責任者はこれを基に審査して、受託契約締結の可否を判定し、その結果を営業担当者へ通知するものとする。
  - 3 投資可能資金額については、その額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すること及び取引中に損失が発生した場合はその額が投資可能資金額から減額されるものであることを説明した上で申告を受けるものとする。
  - 4 当社は、第2項の審査を終了するまでは、受託契約締結、取引証拠金等の預託及び取引の注文を受けないものとする。また、審査の過程で顧客が適合性を有しないことが判明した時は直ちに勧誘を中止しなければならない。
  - 5 第2項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠を含めて記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

(商品先物取引未経験者の保護措置)

第12条 商品先物取引の未経験者については、取引開始日から3ヶ月間を取引習熟期間とし、次項に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。なお、「未経験者」とは直近の3年以内に延べ90日間以上商品先物取引の経験のない委託者または審査部門が必要と判断した委託者をいう。

- 2 取引習熟期間中の委託者については、口座設定申込書に記載された投資可能資金額の常に3分の1に相当する取引数量を限度とする。ただし、その額には取引開始後発生する追証拠金、臨時増証拠金、定時増証拠金等は含まないものとする。
- 3 取引習熟期間中の委託者から前項の制限を越える取引を希望する申出があった

場合については、次の各号の要件を全て満たした上で、総括管理責任者が審査し、これを承認したときは、投資可能資金額を上限として第13条の規定に則って当該制限を変更することができる。

- ① 商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できるものがあること
  - ② 商品先物取引の未経験者等を保護するために、受託数量を制限する措置を設けていることを理解していること
  - ③ 当該用件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による申出書の提出があること
- 4 前項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。
  - 5 当該委託者に対し第10条に定める説明を行うことにより、商品先物取引について十分な理解と認識を求めること。
  - 6 取引習熟期間中の取引にあたっては、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること。

#### (取引規模の制限及び変更)

第13条 当社は、投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引の勧誘及び受託は行わないものとする。ただし、委託者自身より投資可能資金額を超える取引を希望する申出があり、次の各号の要件を全て満たした場合には投資可能資金額を変更することができる

- ① 委託者が新たに申告した投資可能資金額が損失となっても生活に支障のない範囲で設定されていること
  - ② 新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること及びそれを証明するものがある事
  - ③ 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引の勧誘及び受託は禁止されている行為であることを理解しているとともに、例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の自書による申出書の差し入れを受けていること
  - ④ 審査部門が当該委託者に対する本人の意思を確認した上で、総括管理責任者が審査し、変更を承認していること
- 2 前項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠を含めて記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。
  - 3 審査部門は、第11条第2項または前項の確認の結果、顧客の属性あるいは取引経験に鑑み、勧誘の中止又は限度額の制限及び取引の中止を命じることができる。

#### (取引内容の精査)

第14条 審査部門は、電子取引等勧誘を伴わない取引の利用者を除く委託者について、初回建玉後日常的に取引内容の精査を行う。

- 2 取引習熟期間中の委託者については、前項の精査を最初の1ヶ月間は2回以上、その後の期間は1ヶ月に1回以上行うものとする。
- 3 審査部門は、第1項乃至第2項の精査の結果、必要と判断した場合には、委託者に確認を行う。
- 4 審査部門は、初回建玉後3ヶ月の間に2回以上書面によるアンケート調査を行う。
- 5 審査部門は、第1項乃至第4項の取引精査、調査等の結果、必要と判断した場合には、限度額の縮小または建玉の制限をすることができる。

- 6 審査部門は、第1項乃第4項の取引精査、調査等の結果、必要と判断した場合には、営業担当者の変更を命じることができる。
- 7 審査部門は、顧客属性状況を最新の内容に保つようにする。

(適用除外)

第15条 第11条乃至第14条の規定は、次の各号に掲げる顧客についてはこれを適用しない。

- ① 商品取引員またはこれに類する外国の者
  - ② 商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第5項に規定する商品投資販売業者またはこれに類する者
  - ③ 商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第8項に規定する商品投資顧問業者またはこれに類する外国の者と同条第6項に規定する商品投資顧問契約またはこれに類する契約を行った者
  - ④ 当業者であって、総括管理責任者が認めた者
- 2 顧客が代理人を定めている場合、第12条乃至第14条の手続きは、代理権の範囲に従い、代理人に対して行うことができる。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第16条 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。但し、相場状況等により当社が必要と判断する場合は取引本証拠金の額を一定額増加徴収することがある。

- 2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者を管理本部長とし、その内容について社内徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を7年間保存する。

(有価証券の取り扱いについて)

第17条 委託者より充用有価証券の預託を受ける場合は、委託者本人名義のものに限る。

(広告及び宣伝)

第18条 受託業務に係る広告・宣伝審査の担当部署を管理本部とし、責任者を管理本部長とする。

- 2 責任者は、広告・宣伝等の実施に先立ち、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、的確な情報提供及び分かりやすい表示を行っているかどうかの審査を行い、審査したものについて承認番号を付記する。

(受託業務における法令諸規則等の遵守義務)

第19条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」、及び本規則を遵守し、禁止行為をしてはならない。

- 2 電子情報処理組織と委託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して委託者の指示を受けて取引の委託を受ける取引にあってはその性質に反しない限りこれに準じた措置を講ずる。

(違反者に対する処分)

第20条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託において、前条に掲げる法令及び諸規則に定める禁止行為を行った者に対しては、就業規則に基づきこれを処分する。

## 附 則

### (施 行)

1. 本規則は、平成 10 年 9 月 1 日より実施する。
2. 本規則は、平成 11 年 11 月 17 日より改正実施する。
3. 本規則は、平成 12 年 4 月 1 日より改正実施する。
4. 本規則は、平成 12 年 11 月 1 日より改正実施する。
5. 本規則は、平成 13 年 9 月 1 日より改正実施する。
6. 本規則は、平成 15 年 3 月 28 日より改正実施する。
7. 本規則は、平成 15 年 6 月 6 日より改正実施する。
8. 本規則は、平成 16 年 9 月 10 日より改正実施する。
9. 本規則は、平成 17 年 1 月 1 日より改正実施する。
10. 本規則は、平成 17 年 5 月 1 日より改正実施する。
11. 本規則は、平成 17 年 9 月 9 日より改正実施する。
12. 本規則は、平成 18 年 10 月 6 日より改正実施する。
13. 本規則は、平成 18 年 12 月 7 日より改正実施する。

6. 外務員の登録状況

期首登録外務員数（名）	新規登録数（名）	登録抹消数（名）	期末登録外務員数（名）
236	26	55	207

7. 委託者に関する事項

期首委託者数（名）	新規委託者数（名）	期末委託者数（名）
3,089	1,932	3,416

8. 苦情・紛争に関する事項

平成 18 年度中の受付件数及び処理結果

苦情申出事由	件数（件）	処理結果			処理中（件）
		解決（件）	取下げ（件）	打切り（件）	
勧誘時に係るもの	1	1	0	0	0
取引に係るもの	24	21	0	0	3
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	2	0	0	0	2
合計	27	22	0	0	5

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったものであります。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したものであります。
3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったものであります。

紛争申出事由	件数 (件)	処理結果			処理中 (件)
		解決 (件)	取下げ (件)	不調 (件)	
勧誘時に係るもの	2	2	0	0	0
取引に係るもの	0	0	0	0	0
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	2	2	0	0	0

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたものであります。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したものであります。
3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったものであります。

## 9. 訴訟に関する事項

### (1) 平成18年度中の係争

平成19年3月末現在、当社を被告として9件の損害賠償請求訴訟が係属中であり、9件の係争金額の合計は241,869千円であり、これらは、顧客が当社との取引により損害を被ったとして、当社に対し損害賠償を求めるものであります。これに対し当社は全ての取引は法令を遵守して行われたことを主張して争っております。

また、当社およびひまわり証券株式会社を被告として、1件5,011千円の損害賠償請求訴訟が係争中であり、これは顧客が両社との取引において損失を被ったとして、両社に対して損害賠償を求めるものであります。これに対し両社は全ての取引は法令を遵守して行われたことを主張して争っております。

訴訟件数 (件)	判決 (件)	和解 (件)	係争中 (件)
19	2	8	9

### (2) 平成18年度中の判決等

当社が受託した商品先物取引に関して係属中であった当社を被告とする損害賠償請求訴訟のうち、1件について勝訴し1件について敗訴し8件について和解が成立しております (和解金の合計額128,747千円)。

Ⅲ. 経理の状況

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>12,570,627</b>	<b>流動負債</b>	<b>12,212,957</b>
現金預金	481,705	買掛金	855
預託金	350,000	短期借入金	300,000
委託者未収金	208,043	未払法人税等	7,586
売掛金	34,717	賞与引当金	50,000
たな卸資産	915	預り証	10,897,739
前払金	4,560	未払金	870,417
前払費用	44,675	預り金	30,881
保管有価証券	1,147,736	その他の流動負債	55,477
差入保証金	9,631,516	<b>固定負債</b>	<b>562,168</b>
委託者先物取引差金	340,769	繰延税金負債	7,267
未収入金	296,476	退職給付引当金	554,900
その他の流動資産	60,325	<b>引当金</b>	<b>26,147</b>
貸倒引当金	△30,815	商品取引責任準備金 (商品取引所法第221条)	26,147
<b>固定資産</b>	<b>1,987,529</b>	<b>負債合計</b>	<b>12,801,272</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>121,603</b>	<b>純資産の部</b>	
建物	48,896	<b>株主資本</b>	<b>1,746,201</b>
器具及び備品	72,706	資本金	2,397,500
<b>無形固定資産</b>	<b>228,967</b>	資本剰余金	957,224
電話加入権	69,424	資本準備金	957,224
ソフトウェア	158,598	利益剰余金	△1,608,523
その他の無形固定資産	943	利益準備金	131,689
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,636,959</b>	その他利益剰余金	△1,740,213
投資有価証券	67,060	別途積立金	158,345
関係会社株式	12,082	繰越利益剰余金	△1,898,559
出資金	441,300	<b>評価・換算差額等</b>	<b>10,683</b>
長期差入保証金	994,101	その他有価証券評価差額金	10,683
長期貸付金	8,742	<b>純資産合計</b>	<b>1,756,884</b>
長期未収債権	108,595	<b>負債純資産合計</b>	<b>14,558,157</b>
長期前払費用	1,338		
その他の投資金	208,255		
貸倒引当金	△204,517		
<b>資産合計</b>	<b>14,558,157</b>		

損 益 計 算 書

( 平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益	2,643,746	
受 取 手 数		
売 買 損	128,662	
そ の 他	7,529	2,779,938
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,165,995
営 業 損 失		1,386,056
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,352	
受 取 配 当 金	30,707	
関 係 会 社 事 務 受 託 収 入	57,686	
そ の 他	20,726	110,472
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,812	
投 資 組 合 運 用 損	9,132	
為 替 差 損	492	14,437
経 常 損 失		1,290,022
特 別 損 失		
商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	960	
固 定 資 産 売 却 損	90	
固 定 資 産 除 却 損	61,833	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	166,736	
貸 倒 引 当 金 繰 入	53,656	
過 年 度 消 費 税 額 等	49,980	
商 品 取 引 事 故 損 失	83,923	
そ の 他	54,305	471,486
税 引 前 当 期 純 損 失		1,761,508
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△50,643	
法 人 税 等 調 整 額	188,273	137,629
当 期 純 損 失		1,899,138

## 株主資本等変動計算書

( 平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで )

(単位:千円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
			利益準備金	その他利益剰余金		
		資本準備金		別途積立金	繰越利益剰余金	
平成18年3月31日残高	2,397,500	957,224	131,689	543,345	△384,420	3,645,340
事業年度中の変動額				△385,000	385,000 △1,899,138	— △1,899,138
別途積立金の取崩						
当期純損失						
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△385,000	△1,514,138	△1,899,138
平成19年3月31日残高	2,397,500	957,224	131,689	158,345	△1,898,559	1,746,201

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高	25,561	25,561	3,670,901
事業年度中の変動額			—
別途積立金の取崩			△1,899,138
当期純損失			△14,877
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	△14,877	△14,877	
事業年度中の変動額合計	△14,877	△14,877	△1,914,016
平成19年3月31日残高	10,683	10,683	1,756,884

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式  
その他有価証券  
時価のあるもの

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② 保管有価証券

商品取引所施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の充用価格は次のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の80%
社債（上場銘柄）	額面金額の65%
株券（一部上場銘柄）	時価の70%相当額
倉荷証券	時価の70%相当額

##### ③ デリバティブ

時価法

##### ④ 棚卸資産

商品

移動平均法による低価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物（建物附属設備）	5～15年
器具及び備品	5～15年

##### ② 無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### ③ 長期前払費用

契約期間、または支出の効果の及ぶ期間に応じて均等償却

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。
- ④ 商品取引責任準備金 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ② 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ③ 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。

(5) 重要な会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計審議会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,756,884千円でありま  
す。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

預託金 200,000千円

(注) この他に取引証拠金の代用として次の資産を㈱日本商品清算機構へ預託して  
おります。

保管有価証券 1,147,736千円

② 担保に係る債務

商品取引所法施行規則第98条第1項第4号の  
規定に基づく委託者保護基金による代位弁済額 800,000千円

- |   |           |
|---|-----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額  | 324,709千円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権債務  |           |
| ① 短期金銭債権  | 47,172千円  |
| ② 短期金銭債務  | 30,357千円  |
| (4) 商品取引所法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は、149,823千円であります。<br>なお、同法施行規則第98条の規定に基づく、委託者資産保全措置額は950,000千円であります。 |           |
| (5) 長期未収債権には回収が困難な無担保委託者未収金93,312千円が含まれており、当該無担保委託者未収金に対し貸倒引当金93,312千円を設定しております。  |           |
| (6) 会社計算規則第85条に規定する金額は10,683千円であります。  |           |

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ① 営業取引       | 235,771千円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | 6,970千円   |

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	20,500,000株
------	-------------

### 5. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金損金算入限度超過額	20,245千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	51,377千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	224,679千円
商品取引責任準備金損金不算入額	10,586千円
関係会社株式評価損否認額	55,721千円
税務上の繰越欠損金	1,126,375千円
その他	38,271千円

繰延税金資産小計	1,527,256千円
----------	-------------

評価性引当額	△1,527,256千円
--------	--------------

繰延税金資産合計	－千円
----------	-----

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△7,267千円
--------------	----------

繰延税金負債合計	△7,267千円
----------	----------

繰延税金資産の純額	△7,267千円
-----------	----------

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、業務・情報系コンピュータシステム、複写機14台及び事務用機器の一部並びに営業用車両の一部について、リース契約によっております。リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は以下のとおりであります。

取得価額相当額	538,760千円
減価償却累計額相当額	351,132千円
未経過リース料期末残高相当額	199,750千円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	ひまわりホールディングス㈱	被所有直接100%	役員の兼任	資金の借入 利息の支払	300,000 2,327	短期借入金 支払利息	300,000 -

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	85円70銭
1株当たり当期純損失	92円64銭

## 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、個別注記表については、会社法に基づく会計監査人の監査を受けております。

### 財務比率

諸項目	比率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	354%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	63%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	73%
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	12%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	12%
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	716%
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	103%

※ 小数点第1位を四捨五入しております。

## 【追加情報】

平成 19 年 3 月期以降に生じた事項及び最新の状況について記載しております。

### 1. 会社の沿革

年 月	事 項
平成 19 年 4 月	横浜第一・第二支店閉鎖
平成 19 年 7 月	会社分割により対面リテール取引事業を㈱USSひまわりグループへ承継
平成 19 年 7 月	証券仲介業廃止
平成 19 年 7 月	ホールセール事業および市場部門をフィマット・ジャパン(株)へ事業譲渡

### 2. 営業所の状況

店舗の状況	事 項
横浜第一・第二支店	平成 19 年 4 月 30 日付で閉鎖
第一・第二本店	会社分割により平成 19 年 7 月 1 日付で㈱USSひまわりグループへ承継
名古屋第一・第二支店	
大阪支店	
福岡支店	

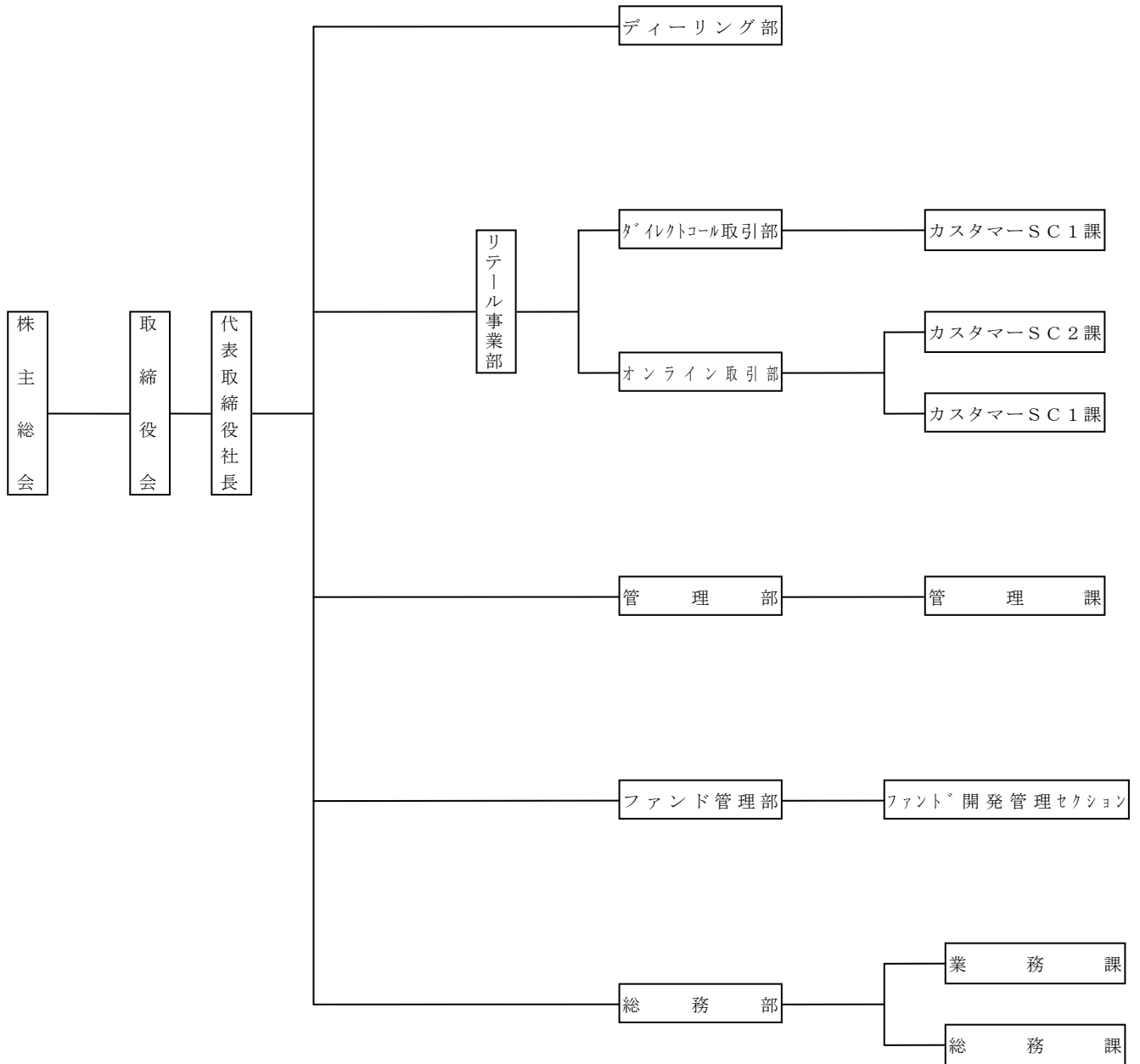
3. 役員状況（平成19年7月14日現在）

役名及び 職名	氏 名 生 年 月 日	所有 株式数
代表取締役社長	山 地 一 郎 昭和31年11月15日	—
取締役 (ディーリング部 担当)	北 川 博 文 昭和30年3月30日	—
取締役	山 地 圭 二 昭和36年8月18日	—
取締役 (総務部、ファンド 管理部、管理部担 当)	小野曾 暁 昭和23年4月8日	—
取締役 (リテール事業部 担当)	猪 首 秀 明 昭和39年8月16日	—

役名及び 職名	氏 名 生 年 月 日	所有 株式数
監査役 (常勤)	大数加 祥 平 昭和25年5月12日	—
監査役 (非常勤)	野 田 友 直 昭和38年2月1日	—
計	7名	—

(注) 監査役野田友直氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

4. 経営組織（平成 19 年 7 月 14 日現在）



## 5. 訴訟に関する事項

当社に対し、顧客より取引において損害を被ったとして、損害賠償を求める訴訟が提起されました。損害賠償請求額は49,961千円であります。これに対し、当社では取引は法令を遵守して行われたことを主張して争っていく考えであります。

当社およびひまわり証券株式会社において係争中であった5,011千円の損害賠償請求訴訟につきまして、平成19年5月7日、3,500千円を支払うことで和解が成立いたしました。

## 6. その他

### ① 会社分割について

当社は平成19年5月10日開催の取締役会において、㈱USSひまわりグループに対して対面リテール取引事業を承継させる会社分割に関する吸収分割契約について決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。同契約は、平成19年5月28日開催の当社臨時株主総会において承認され、平成19年7月1日に会社分割が実施されました。

### ② 事業譲渡について

当社は平成19年5月15日開催の取締役会において、フィマット・ジャパン(株)に対してホールセール事業および市場部門をフィマット・ジャパン(株)へ譲渡することを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結いたしました。同契約は、平成19年5月28日開催の当社臨時株主総会において承認され、平成19年7月14日に事業譲渡が実施されました。